



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成16年長野県告示第353号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字広丘堅石字下原、大字広丘野村字小幡、字小ハバ、字桔梗ヶ原及び字西原の各一部を加える。
 - (2) 市街化調整区域
塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県企画局土地・景観チーム、長野県松本地方事務所及び塩尻市役所
- 4 縦覧期間
自 平成18年4月18日
至 平成18年5月1日

土地・景観チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グラウンドアートギャラリー深志
- 3 代表者の氏名
石上 鳩子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字大村346番地15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県民に対して、芸術活動を支援する事業を行ない、現代美術への関心を喚起し、鑑賞と理解を促す諸事業を行なう事を目的とする。

NPO推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
自動車税封書諸通知作成業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び調達仕様書によります。
 - (3) 履行期間
平成18年5月12日から平成18年11月30日まで
 - (4) 入札方法
印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者とします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部県税チーム
電話 026 (235) 7051
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月9日 午後2時
イ 場所 長野県庁 議会増築棟打合室4
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月2日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び調達仕様書によります。

県税チーム

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成18年9月14日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学
食品衛生学 調理理論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 履歴書
- ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(6,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成18年7月18日(火)から平成18年7月20日(木)まで(郵送による場合は、平成18年7月20日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所(長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成18年10月10日(火)に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食の安全・生活衛生チーム

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成18年9月14日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学
製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。))又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

- ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)
- (2) 受験手数料
受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。
- (3) 受付期間
平成18年7月18日(火)から平成18年7月20日(木)まで(郵送による場合は、平成18年7月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)
- (4) 受付場所
希望する受験地に所在する保健所(長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所)
- 5 受験票の交付
受験願書を受理したときは、受験票を交付します。
- 6 合格者の発表
合格者は、平成18年10月10日(火)に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。
- 7 その他
- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食の安全・生活衛生チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオ佐久店
佐久市岩村田字挾石1444-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
ゼビオ株式会社
福島県郡山市朝日3-7-35
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所
ゼビオ株式会社
福島県郡山市朝日3-7-35
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,811平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 112台
 - (2) 駐輪場の収容台数 33台
 - (3) 荷さばき施設の面積 97平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容 22立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時から午後1時まで
- 8 届出年月日
平成18年3月31日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は佐久地方事務所産業労働チーム
- 10 縦覧の期間
平成18年4月17日から平成18年8月17日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品上田北店
上田市大字秋和字姥石310-5 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社カワチ薬品
栃木県小山市大字卒島1293
- 3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	113台	175台
2	36台	36台
3	—	28台
合計	149台	239台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
8カ所	14カ所

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成17年12月1日

5 届出年月日

平成18年4月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月17日から平成18年8月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穂高西ショッピングセンター(本館)
安曇野市穂高有明10368-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	251台	251台
2	161台	111台
合計	412台	362台

4 変更する年月日

平成18年11月23日

5 届出年月日

平成18年3月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月17日から平成18年8月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ長野店
長野市三輪9-43-24

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	245台	245台
2	176台	136台
合計	421台	381台

4 変更する年月日

平成18年11月24日

- 5 届出年月日
平成18年3月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年4月17日から平成18年8月17日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

- 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長電ショッピングプラザ
須坂市馬場町1288
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
長野電鉄㈱
長野市権堂町2201
- 3 変更しようとする事項
駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	134台	114台
2	92台	92台
合計	226台	206台

- 4 変更する年月日
平成18年11月24日
- 5 届出年月日
平成18年3月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年4月17日から平成18年8月17日まで
- 8 意見書の様式